

役員に対する費用弁償規程

(趣 旨)

第1条 社会福祉法人清水ヶ丘福社会役員（以下「役員」という。）の費用弁償ならびにその支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(費用弁償)

第2条 役員が業務を行った時は、日当を弁償する。但し、日当は1日につき、2,500円とする。

2 理事会等出席の場合は、交通費実費（別表）を弁償する。

(旅行命令)

第3条 役員の旅行は、旅行命令によるほか、理事長からの会議招集通知によることができる。

(職員であるものの特例)

第4条 役員でかつ、社会福祉法人清水ヶ丘福社会職員および清水ヶ丘保育園職員である者に対しては、旅費および日当の支給は行わない。

(準用規程)

第5条 この規程に定めるものを除くほか、役員の費用弁償の支給方法については、清水ヶ丘保育園の例による。

(附 則)

第6条 この規程は、平成11年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。